

平成 17 年 11 月 21 日

企業会計基準委員会 御中

新日本監査法人
業務監理本部(兼監査第 8 部)
公認会計士 山中成大

企業会計基準公開草案第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」

及び

企業会計基準適用指針公開草案第 14 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴委員会から平成 17 年 10 月 14 日付けで公表されました標記の公開草案につき、下記のようにコメントを取り纏めましたので、送付させていただきます。

敬具

記

1. 対象勤務期間の判定における株価条件の取扱いについて(適用指針案第 19 項、第 53 項、第 57 項)

(コメント)

株価条件については権利確定日を合理的に見積もることができないと看做すのではなく、「合理的に見積もることができない場合には、付与日に一時に費用計上する。」といった限定的な扱いとすべきである。

(理由)

適用指針案では、株価条件については、権利確定日を合理的に見積もることができないこととされ、付与日に一時に費用計上することとされている(適用指針案第 19 項、第 53 項、第 57 項)。しかし、付与日の株価と権利行使価格によっては、必ず権利確定条件を充たせるようなストック・オプションの付与も散見される(例えば、行使価格 1 円でストック・オプションを付与するケースや、ディーブ・イン・ザ・マネーの状態で付与するケース。)。

したがって、一律に、株価条件については権利確定日を合理的に見積もることができないと看做すのではなく、「合理的に見積もることができない場合には、付与日に一時に費用計上する」と

いった限定的な扱いとすべきである。

2. 注記に関する集約した記載について(適用指針案第 29 項、第 30 項)

(コメント)

権利行使価格、付与日における公正な評価単価及び権利行使時の株価の平均値の注記については、集約して記載することができることとされているが、この場合の条件として権利行使価格や株価が著しく異なることも条件とすべきである。

(理由)

適用指針案第 29 項、第 30 項では、権利行使価格、付与日における公正な評価単価及び権利行使時の株価の平均値の注記については、集約して記載できるとしている。しかし、権利行使価格や株価が著しく異なる場合、これらを集約して記載する意義が乏しいものと思われる。したがって、権利行使価格や株価が著しく異なる場合も集約して記載することの条件とすべきである。

3. 用語の修正等

(1) 会計基準案第 7 項(2)、第 45 項、適用指針案第 38 項

(修正すべきと思われる箇所)

×「株式オプションの合理的な価格」 「株式オプションの合理的な価額」

(理由)

市場価格がない場合には、合理的に算定された「価額」と表記されるため。

(2) 適用指針案第 22 項

(修正すべきと思われる箇所)

適用指針案第 22 項では、自己株式会計基準を引用していますが、項数も引用してはどうか。

(理由)

貴委員会から公表されている企業結合等適用指針(案)(第 81 項など)及び会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)(Q1)でも、自己株式処分差額の処理に関する項数を引用している。

(3) 【設例1】の

× 新予約権 新株予約権

(4) 【設例 3 - 6】の の下の行

× 権利行使期間開日 権利行使期間開始日

(5) 「報告期間」という用語について

(コメント)

会計基準(案)及び適用指針(案)では、これまで貴委員会が公表してきた会計基準等では見られなかった「報告期間」という用語が使用されている。おそらくIFRSの用語をそのまま使用しているものと思われるが、例えば「会計期間」という用語の使用をご検討いただきたい。

(理由)

これまでの貴委員会の公表物でも「会計期間」という用語が多く用いられていることとの整合性を図ること、及び「報告期間」という用語に不慣れな実務家への配慮が必要と思われる。